

○多賀城市子ども・子育て会議条例

(平成25年6月20日 条例第23号)

改正 平成28年2月17日 条例第7号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、多賀城市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。（組織）

第2条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 宮城県の区域内において前号の子ども・子育て支援に関する活動を行う公共的団体の役員又は職員
- (5) 事業主を代表する者
- (6) 労働者を代表する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月17日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。